



医政発 0228 第 8 号
平成 25 年 2 月 28 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

地域医療再生基金(平成24年度第一次補正予算)の活用について

国においては、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)において、災害時にも機能を維持することが必要な医療施設を防御するための施策等を講じることや住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護と連携した在宅医療の体制整備の支援や医学生に対する修学資金の貸与など地域の医師確保の推進に取り組むこととしたところである。

その支援策として、平成24年度補正予算において地域医療再生臨時特例交付金を確保し、都道府県に交付することとしたものである。都道府県は、この地域医療再生臨時特例交付金により、既存の地域医療再生基金の積み増しを行った上で、都道府県が追加で策定する地域医療再生計画に基づき、計画的に地域医療の課題解決に向けた取組を進めていただきたい。

ついては、平成24年度補正予算による地域医療再生基金の活用にあたっての留意事項を別添のとおりまとめたので、この留意事項を踏まえた地域医療再生計画(案)を策定の上、平成25年5月31日(金)までに、①地域医療再生計画(案)、②地域医療再生計画(案)の概要、③地域医療再生計画(案)事業別調書(様式1)、④地域医療再生計画(案)調査票(様式2)をご提出願いたい。

また、貴職におかれましても予算の早期執行に努められるよう重ねてお願いする。また、地域医療再生基金の運用等に当たっての疑義等が生じた場合には、随時、相談いただきたい。

なお、貴管内関係者に対しては、貴職から周知されるよう配慮願いたい。

平成24年度補正予算による地域医療再生基金の活用にあたっての留意事項

第1 趣旨

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）において、災害時にも機能を維持することが必要な医療施設を防御するための施策等を講じることや住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護と連携した在宅医療の体制整備の支援や医学生に対する修学資金の貸与など地域の医師確保の推進に取り組むこととしたところである。国は、その支援のため、これまで交付してきた地域医療再生臨時特例交付金（以下「交付金」という。）により設置された地域医療再生基金の不足分を補うことを目的として、平成24年度補正予算において交付金を確保し、全都道府県に交付することとしたものである。

都道府県は、この交付金により、既存の地域医療再生基金の積み増しを行った上で、都道府県が追加で策定する地域医療再生計画に基づき、必要な事業を行うものとする。

第2 地域医療再生計画

今回、都道府県が策定する地域医療再生計画の期間は、平成25年度末までとする。ただし、平成25年度末までに開始する事業を計画に盛り込むことが出来る。

また、今回の地域医療再生基金は、都道府県単位を対象地域とし、地域の医療課題を解消するため各都道府県が策定する地域医療再生計画に位置付けられた事業について活用を可能とする。

今回の地域医療再生計画は、平成21年度補正予算により計画された地域医療再生計画及び平成22年度補正予算により計画された地域医療再生計画に基づく事業を遂行していく中で、計画策定時以降に生じた状況の変化に対する追加の支援を行うものであり、その趣旨に基づき、「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」（平成24年8月29日内閣府発表）への対応や地域枠の拡大による医学生への修学資金の貸与などの地域の医師確保への対応、平成25年度からの新たな医療計画に位置付けられた在宅医療の体制整備への支援など、地域医療全体が直面する医療課題を解決することを目的とする。

なお、地域医療再生計画は、これまでの計画に基づく事業を遂行していく中で計画策定時以降に生じた状況の変化に対する追加の支援であることから、単独の計画である必要はなく、これまでに策定した地域医療再生計画と一体的な計画として既存の事業に上乗せする事業（事業総額が同じで単に事業者の負担を基金に振り替えるものは除く）であっても差し支えない。ただし、事業毎に活用する基金の区分（平成21年度補正予算による地域医療再生基金、平成22年度補正予算による地域医療再生基金、平成23年度補正予算による地域医療再生基金、平成24年度予備費による地域医療再生基金又は平成24年度補正予算による地域医療再生基金）は明確にしておく必要があるため、それぞれを区分し経理することとする。

第3 地域医療再生計画の内容

地域医療再生計画の内容は、これまでの計画の進捗状況やそれぞれの地域の実情を踏まえ、これまでの計画策定時以降に生じた状況の変化に対する追加の支援として、次のような内容を盛り込むこととする。

- ① 「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」（平成24年8月29日内閣府発表）への対応など津波対策に必要な医療機関の施設整備費（高台への移転新築整備や自家発電装置の上層階への設置等）
- ② 医学部の地域枠定員の増員に伴い必要となる修学資金の貸与事業
- ③ 地域医療学等の寄附講座の設置による地域における医師確保対策
- ④ 介護と連携した在宅医療体制を整備する在宅医療推進事業
- ⑤ 在宅医療連携体制の先進事例を県内全域に普及するための伝達研修等の開催
- ⑥ 震災後の労務費等の建設コスト高騰への対応
- ⑦ 東日本大震災等これまでの地域医療再生計画の策定時からの状況の変化に伴い必要となる新たな取組 等

上記に記載した事例のうち、都道府県は①から⑤の内容について必ず検討することとする。

計画の作成にあたっては、これまでの地域医療再生計画の作成と同様、現状分析や課題の抽出、目標設定などを行うとともに、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村、地域住民等の関係者（以下「地域の関係者」という。）の意見を踏まえ、地域にとって必要性・公益性の高い事業が今回の地域医療再生基金の対象となるようにすることとする。

また、地域医療再生計画においては、国庫補助対象事業を定めても差し支えないが、当該国庫補助を優先的に活用することとする。

さらに、継続的に実施することが必要な事業については、地域医療再生計画が終了し、地域医療再生基金が無くなった後においても引き続き実施されるよう、地域医療再生計画の期間中においても一部は都道府県又は市町村が負担するなど、費用負担の在り方に留意する。

なお、現在策定中の都道府県の医療計画、都道府県の定める介護保険事業支援計画、市町村の定める介護保険事業計画、その他都道府県及び市町村が定める関係計画の内容と調和が保たれるよう考慮するとともに、必要に応じてこれらの計画を見直すこととする。

第4 交付の条件

都道府県は、第1の趣旨に基づき、災害時にも機能を維持することが必要な医療施設を防御するための施策を講ずることや住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護と連携した在宅医療の体制整備の支援や地域の医師確保の推進に取り組む

むなど、これまでの地域医療再生計画に基づく事業を遂行していく中で、計画策定時（平成22年度）以降に生じた状況変化に対応する観点から地域医療再生計画を策定された。その際は、次の点を交付の条件とするので留意されたい。

- ① 医師確保対策及び在宅医療の推進に係る事業内容を盛り込むこと。
- ② 将来、南海トラフの巨大地震など、東日本大震災と同規模の地震が発生した場合に備え移転整備を行う場合には、高台への移転整備など安全な地点での施設整備を前提とした事業内容とすること。
- ③ 地域医療再生計画にかかる基金の充当額は15億円以内で作成すること。
また、医師確保対策及び在宅医療の推進は5億円以内を想定している。なお、都道府県の作成する地域医療再生計画（案）の基金投入額の合計が500億円を超える場合には、各都道府県が作成した計画内容の優先性や必要性等を考慮し予算の範囲内で交付予定額を内示する予定である。都道府県においては、計画された基金投入額のすべてがそのまま承認されるわけではないため、あらかじめ事業の優先順位を決めておくなどの準備をお願いする。
- ④ 基金を交付する施設整備・設備整備事業については、基金交付額に加え都道府県経費、事業者負担等を上乗せした事業規模とすることが望ましい。

第5 地域医療再生計画の作成等に係る手順

都道府県が地域医療再生計画を作成する際に考えられる一般的な手順を提示するので、状況に応じて参考にされたい。

- (1) 地域医療再生計画(案)を作成するための体制の整備。
- (2) 地域医療の現状分析等に係るデータの収集、調査の実施及び将来予測の検討。
- (3) 官民を問わない幅広い地域の関係者に対して意見を聴取。
- (4) 対象地域における医療提供体制の再構築を推進するために実施してきたこれまでの事業の評価、又は将来構想及び目標等を検討。
- (5) 対象地域における医療提供体制の再構築のための事業の内容についての検討。
- (6) 以上の検討を踏まえ地域医療再生計画(案)の作成。これまでに厚生労働省と随時意見交換。
- (7) 地域医療再生計画(案)について都道府県医療審議会又は医療対策協議会への意見聴取。
- (8) 地域医療再生計画(案)及び概要、様式1並びに様式2の厚生労働省への提出。
- (9) 地域医療再生計画に係る有識者会議（以下「有識者会議」という。）において地域医療再生計画(案)に対する意見を聴取する。
- (9) 厚生労働省による交付基準額の決定。
- (10) 厚生労働省から都道府県に地域医療再生臨時特例交付金の交付額を内示。
- (11) 地域医療再生計画を決定。

第6 地域医療再生計画の推進等

1 地域医療再生計画の推進体制

地域医療再生計画の推進体制については、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者、地域住民との情報の交換や都道府県医療審議会又は医療対策協議会を活用するなど、関係者が互いに情報を共有することにより、信頼関係を醸成し、円滑な連携が推進されるような体制を構築することが望ましい。

また、平成25年度末までの年度計画に基づき、各事業毎の責任者を明確化すること等により、計画を着実に実施していくことのできる体制を整える。

2 地域医療再生計画の達成状況の評価等

地域医療再生計画に定める事業に関して、当該目標の達成状況の評価し、実績報告を作成する。その際には、地域の関係者及び都道府県医療審議会又は医療対策協議会からも、必要に応じて意見を聴取するものとする。

地域医療再生計画に定める事業の実績報告は、厚生労働大臣に提出する。

3 地域医療再生計画の変更

都道府県は、評価の結果に基づき、これまでの地域医療再生計画における大目標を達成するために必要があると認める場合、地域医療再生計画の変更を行うことができる。

地域医療再生計画を変更しようとするときは、あらかじめ、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者並びに都道府県医療審議会又は医療対策協議会の意見を聴取するとともに、当該変更につき、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

また、厚生労働大臣は、都道府県の地域医療再生計画の変更（軽微な変更を除く。）を承認する場合は、有識者会議の意見を聴くものとする。

なお、平成25年度までに開始する事業において、翌年度以降へ継続させなければ予め設定された目標が達成されないと見込まれる場合には、厚生労働大臣の承認を受けた上で当該事業を繰り越すことを可能とする。また、これまでに都道府県が策定した地域医療再生計画においても同様の扱いとする。

第7 その他

地域医療再生計画の記載内容は、別添の記載例を参考とする。